地方厚生(支)局保険年金(企業年金)課長 殿

厚生労働省年金局企業年金 · 個人年金課長

平成30年北海道胆振東部地震に係る企業型年金における 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例について

今般、「北海道の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」(平成30年厚生労働省告示第363号)(別添参照)が公布され、確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号)第16条の2第1項又は第3項の規定に基づく厚生労働大臣が定める場合がそれぞれ指定されたので、貴管内企業型年金を実施する事業主への周知方よろしくお願いします。

なお、当該特例による事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付期限日の延長については、その取扱いが企業型年金規約に規定されている必要がありますが、納付期限日の延長に係る規定が定められていない企業型年金規約において、今般の特例を適用する必要がある事例が生じた場合には、個別にご相談ください。

○厚生労働省告示第三百六十三号

次のように定める。 の規定に基づき、北海道の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例を 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第百七十五号)第十六条の二第一項及び第三項

平成三十年十月十七日

北海道の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例

厚生労働大臣

根本

匠

に規定する厚生労働大臣が定める場合として、 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第百七十五号)第十六条の二第一項又は第三項 それぞれ次に掲げる場合を指定する。

大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二十一条 が、平成三十年九月六日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第二項の規定に基づき厚生労働 次の表に定める地域(次号において「指定地域」という。)に所在地を有する実施事業所の事業主 項の規定により事業主掛金を納付する必要がある場合

確定拠出年金法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付する必要がある場 金法施行規則第十六条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、 介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者が、平成三十年九月六日から確定拠出年 指定地域に住所を有する企業型年金加入者又は指定地域に所在地を有する実施事業所の事業主を

 北 海 道
 勇払郡を平町

 事払郡厚真町
 指 定 地 域